

広島県告示第三百二十九号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百二十九条第三項の規定によって、次の内水面における第五種共同漁業権の遊漁規則の変更を認可した。

平成二十九年六月一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 漁業権者の名称及び住所

1 名称

太田川漁業協同組合

2 住所

広島市安佐北区可部町大字今井田四一八―八一

二 免許番号

内水共第二十三号、内水共第二十四号及び内水共第二十五号

三 変更の内容

第四条の表を次のように改める。

ア 魚 種	イ 期 間
あ ゆ	5月20日から11月30日までの期間内で、組合が定めて公示する期間
う な ぎ	4月1日から10月31日まで
ま す	3月1日から8月31日までの期間内で組合が定めて公示する日（ます解禁日）から、8月31日まで
もくずがに	10月10日から翌年4月30日までの期間内で組合が定めて公示する日時
こい、ふな	1月1日から12月31日まで